# 平成十二年における特定地域に係る激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令 （平成十三年政令第四十七号）

#### 第一条（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

次の表の上欄に掲げる災害を激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

* イ  
  鹿児島県川辺郡笠沙町、大浦町及び坊津町
* ロ  
  富山県婦負郡山田村、福井県大野郡和泉村、長野県上伊那郡高遠町及び高知県高岡郡仁淀村
* イ  
  岩手県九戸郡山形村
* ロ  
  岩手県下閉伊郡普代村
* ハ  
  岩手県久慈市、下閉伊郡田老町及び九戸郡野田村、福島県南会津郡田島町並びに埼玉県飯能市、入間郡名栗村並びに秩父郡両神村、大滝村及び東秩父村
* イ  
  長野県北安曇郡八坂村及び美麻村、徳島県勝浦郡上勝町、那賀郡木頭村及び三好郡西祖谷山村、長崎県南松浦郡奈留町並びに鹿児島県大島郡宇検村及び住用村
* ロ  
  高知県長岡郡大豊町、土佐郡大川村並びに吾川郡池川町及び吾北村、長崎県南松浦郡玉之浦町、宮崎県西臼杵郡日之影町並びに沖縄県国頭郡国頭村
* イ  
  北海道勇払郡穂別町及び熊本県天草郡新和町
* ロ  
  福岡県柳川市、長崎県上県郡上県町及び上対馬町、熊本県天草郡倉岳町並びに鹿児島県薩摩郡樋脇町及び祁答院町
* イ  
  鳥取県西伯郡西伯町
* ロ  
  鳥取県西伯郡会見町及び日野郡日野町並びに島根県能義郡伯太町
* ハ  
  鳥取県米子市及び西伯郡日吉津村並びに島根県八束郡美保関町及び八束町
* ニ  
  鳥取県境港市並びに日野郡江府町及び溝口町並びに島根県仁多郡横田町
* 一  
  平成十二年九月八日から同月十八日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第十四号（同月二日に北緯十六度五分東経百五十六度二十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十六日に北緯三十九度三十分東経百二十九度三十分において温帯低気圧となったものをいう。）、同年台風第十五号（同月七日に北緯二十三度二十五分東経百三十六度十分において台風となった熱帯低気圧で、同月十一日に北緯十七度二十分東経百二十二度五分において台風でなくなったものをいう。）及び同年台風第十七号（同月十五日に北緯二十三度二十五分東経百四十一度において台風となった熱帯低気圧で、同月十八日に北緯四十五度五分東経百四十九度二十五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 二  
  平成十二年七月十一日から同月十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第四号（同月六日に北緯十九度二十分東経百二十度において台風となった熱帯低気圧で、同月十一日に北緯三十六度五十五分東経百二十二度五十五分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 三  
  平成十二年七月七日から同月九日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第三号（同月三日に北緯十六度十分東経百三十一度五十分において台風となった熱帯低気圧で、同月九日に北緯四十二度五分東経百四十五度四十分において温帯低気圧となったものをいう。）によるものをいう。
* 四  
  平成十二年七月二十七日から八月三日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、同年台風第六号（同年七月二十六日に北緯二十五度東経百二十六度五十五分において台風となった熱帯低気圧で、同月三十一日に北緯三十五度五十五分東経百二十九度四十分において台風でなくなったものをいう。）によるものをいう。

#### 第二条（都道府県に係る特例）

前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚じん  
災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

# 附　則

この政令は、公布の日から施行する。